



三重県公報

令和7年10月10日 (金)

第 659 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
公 安 委 規 則			
7	三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	2
告 示			
661	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	10
662	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	11
663	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	12
664	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	12
公 告			
	土地改良事業を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	13
	土地改良事業計画を変更した旨及びその関係書類の縦覧	(同)	13
	土地改良事業の工事の完了	(同)	13
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	14
	同件	(同)	14
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	14

公安委規則

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年十月十日

三重県公安委員会委員長 吉田 すみ江

三重県公安委員会規則第七号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

三重県道路交通法施行細則(昭和四十三年三重県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Rows include Table of Contents, Article 23-5, Article 23-6, Article 23-7, Article 23-8, and Annex 3. The table details specific amendments to traffic regulations regarding automatic driving permits and reporting requirements.

一〇三 ～ 一〇四	(略)	(略)
二六四 ～ 二六五	(略)	(略)
二六五	市道東一	三重県いなづ市員弁町大泉字山上
	色大泉一	二五三七番から三重県いなづ市員弁
	号網	町大泉字野中二二八一番三まで
二六六 ～ 三六八	(略)	(略)

一〇三 ～ 一〇四	(略)	(略)
一〇四	県道大泉	三重県いなづ市員弁町大泉字山上
	東停車場	二五三七番から三重県いなづ市員弁
	網	町大泉字野中二二八一番三まで
一〇五 ～ 二六五	(略)	(略)
二六六 ～ 三六八	(略)	(略)

第十八号様式の五から第十八号様式の八までを削り、第十八号様式の四の次に次の六様式を加える。

第18号様式の5（第23条の5関係）

特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書（甲）

様

年 月 日

三重県公安委員会 印

年 月 日、別添1（特定自動運行計画変更許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の16第1項の規定による特定自動運行計画の変更許可の申請があったので、同法第75条の16第2項において準用する同法第75条の13第2項の規定により、別添の書類を添えて意見を聴取します。つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

- 一 特定自動運行用自動車に自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか。また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。
- 二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。
- 三 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。

取扱者の氏名及び連絡先

備考 不要な文字は、横線で消すこと。

（規格 A 4）

第18号様式の6（第23条の5関係）

特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書（乙）

様

年 月 日

三重県公安委員会 印

年 月 日、別添1（特定自動運行計画変更許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の16第1項の規定による特定自動運行計画の変更許可の申請があったので、道路交通法施行規則第9条の23第2項において準用する同規則第9条の22の規定により、別添 の書類を添えて意見を聴取します。つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

取扱者の氏名及び連絡先

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
(規格A4)

第18号様式の7（第23条の6関係）

年 月 日	
三重県公安委員会 様	
届出者の氏名又は名称及び住所	
許 可 証 返 納 届 出 書	
第 1 項 道路交通法施行規則第9条の38 の規定により届出をします。 第 3 項	
氏名又は名称	
住 所	
許 可 証 番 号	
返 納 事 由 の 発 生 年 月 日	年 月 日
返 納 の 事 由	

(規格 A 4)

第18号様式の8（第23条の7関係）

<p>報告・資料提出要求書</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">三重県公安委員会 印</p> <p>道路交通法第75条の25第1項の規定により、報告・資料提出を求めます。</p>	
報告・資料提出期限	年 月 日
報告・資料提出を 求める理由	
報告を求める事項 提出を求める資料	
備 考	

（規格 A 4）

第18号様式の9（第23条の8関係）

<p>特定自動運行に関する指示書</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">三重県公安委員会 印</p>	
<p>道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。</p>	
住 所	
氏名又は名称	
許可証番号	
指示事項	
指示の理由	

備考所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

<p>教示</p> <p>1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、取消訴訟（処分の取消しの訴え）を提起することができます。</p> <p>なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。</p>

（規格A4）

第18号様式の10（第23条の8関係）

特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書

様

年 月 日

三重県公安委員会 印

道路交通法

の規定により、別添（

の写し）のとおり、

を行

うことを予定しているところ、同法第75条の26第2項の規定に基づき、意見を聴取します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取り扱います。

1 特定自動運行実施者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

上記の特定自動運行実施者に対し、

を行うことについて、意見はあるか。

取扱者の氏名及び連絡先

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

(規格 A 4)

証 証
りの照証せ、公証のモる心通にす。

告 示

三重県告示第 661 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を伊賀市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 10 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

岩森 文治郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市波敷野字大谷 1621

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

大野 文左エ門

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市波敷野字向山 1677

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の名称

株式会社ユニティーホーム

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市諏訪字東谷 3495 の 4、3498 の 11、3498 の 12

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 4

- 1 通知することができない者の名称
パインウッドカントリークラブ株式会社
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市諏訪字東谷 3498 の 2
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 5

- 1 通知することができない者の氏名
有本 紘
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市諏訪字東谷 3499 の 18
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 662 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 10 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥羽松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊勢市楠部町字北村 1805 番地先から 伊勢市楠部町字北村 1796 番 6 地先まで	旧	3.9~4.8	62.5
	新	12.8~13.5	62.5

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 館町通線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊勢市楠部町字野津 1746 番地先から 伊勢市楠部町字野津乙 564 番地先まで	旧	3.9~4.8	62.5
	新	12.8~13.5	62.5

三重県告示第 663 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 7 年 10 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 368 号	津市美杉町上多気字奥新田 1787 番 2 地先から 津市美杉町上多気字奥新田 1769 番地先まで	令和 7 年 10 月 10 日
一般国道 369 号	津市美杉町上多気字奥新田 1787 番 2 地先から 津市美杉町上多気字奥新田 1769 番地先まで	令和 7 年 10 月 10 日
一般国道 163 号	伊賀市長田字平垣内 2503 番 1 地先から 伊賀市長田字平垣内 2506 番 1 地先まで	令和 7 年 10 月 10 日
一般国道 311 号	熊野市甫母町字向井 409 地先内	令和 7 年 10 月 20 日

三重県告示第 664 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 7 年 10 月 10 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
一般国道	368 号	津市美杉町上多気字奥新田 1787 番 2 地先から 津市美杉町上多気字奥新田 1769 番地先まで	令和 7 年 10 月 10 日
一般国道	311 号	熊野市甫母町字向井 409 地先内	令和 7 年 10 月 20 日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（簡易整備型）新川地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和7年10月10日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和7年10月14日から同年11月11日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町1340番地1）
明和町役場産業振興課（多気郡明和町大字馬之上945番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、農村地域防災減災事業（用排水施設整備事業）木曾岬幹線排水地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和7年10月10日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和7年10月14日から同年11月11日まで
- 3 縦覧の場所
木曾岬町役場産業課（桑名郡木曾岬町大字西対海地251番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和7年10月10日

三重県知事 一 見 勝 之

事業名	地区名	工事完了年月日
県営かんがい排水事業（新農業水利システム保全整備事業）	宮川1工区地区	令和7年7月8日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

令和7年10月10日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業期間
令和7年9月30日から令和8年3月19日まで
- 3 作業地域
南牟婁郡御浜町の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、亀山市長から通知がありました。

令和7年10月10日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳補正業務）
- 2 作業期間
令和7年9月30日から令和8年3月27日まで
- 3 作業地域
亀山市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年9月30日に終了した旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和7年10月10日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
桑名市大字下深谷部

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
